

事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第19回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

会長からご挨拶がございます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は24名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回11月10日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第19回総会までの業務報告書をご覧ください。

初めに、11月10日ですが、第18回農業委員会総会を委員20名、推進委員3名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

11月12日には、令和3年度県南地区農業委員会会長会研修会が開催され、会長と私が出席しております。視察先でございますが、現在、建設中でございます成瀬ダムを見学してまいりました。

そして、12月2日には、先ほど会長の挨拶にもございましたとおり、全国農業委員会会長代表者集会が東京のメルパルクホールで開催され、会長が出席しております。

その他の案件につきましては、資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

また、資料にはございませんが、本日、総会開催前の午前9時より役員会を開催しております。決定事項につきましては、後ほど総会の中のその他のところでご報告させていただきます。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、17番、佐々木忠永委員、18番、佐藤吉男委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年12月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

案件1番についてお願いします。

齊藤委員 9番、齊藤です。
平面図をご覧になっていただければお分かりのように、既存の工場の用地に3方向に囲まれた申請地になります。隣接する畑にも何ら影響もないものと確認してご報告しますので、ご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
案件2番についてお願いします。

玉井委員 2番、玉井です。
先月30日に現地のほうを確認してきました。申請地は現在、作付けをしていない状況でした。施工するのも、周りを擁壁で囲ってするということでしたので、問題ないかと思われます。よろしくご審議お願いします。

議 長 ありがとうございます。

事務局長 現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和3年12月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 議案第3号の案件1番を議題とします。
本案件は〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)

議 長 事務局より説明を求めます。

参 与

28ページの1番を説明いたします。

所有権を移転する農地は、大仙市花館〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートル外、田２筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

売買価格は、１０アール当たり〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円です。

申請理由といたしまして、当該農地は現在、〇〇さんが借り受けて耕作しておりますが、〇〇さんは自分の経営地から離れたこの農地を処分したいと考えておりました。そこで売買を持ち掛けたところ、〇〇さんがこれに応じたものです。

ただいま説明した案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員 入場)

議長

次に、議案第３号の案件２２番と２３番を議題とします。
本案件は〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)

議長

事務局より説明を求めます。

参与

３７ページの２２番から３８ページの２３番について、設定を受ける方が同一の方ですので、一括で説明させていただきます。

３７ページの２２番についてご説明いたします。

利用権を設定する農地は、大仙市南外〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇〇〇平方メートル外、田７筆、計８筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

新規の利用権設定で、利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７０歳です。

続きまして、３８ページの２３番です。

利用権を設定する農地は、大仙市南外〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。

設定期間満了による利用権の更新で、利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、５７歳です。

以上、２案件の利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、６８歳。

設定期間は５年、賃借料は１０アール当たり〇〇円です。

155ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者名を順に読み上げます。

1番、大仙市清水字丙泉158番地、農事組合法人茶屋子、代表理事、佐々木喜清。

2番、大仙市協和峰吉川字西窪37番地24、農事組合法人エコフレンドリー秋田、代表理事、伊藤和廣。

以上、2法人から報告がありました。

詳細につきましては、156ページから161ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適確法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長

以上、報告といたします。

議 長

これで本日の日程は全て終了しました。
そのほか、事務局から何かございませんか。

参 与

それでは、私のほうから2つほどご説明いたします。

まず、1つ目ですが、皆さんご存じのとおり、毎年1月の総会終了後に、市長をはじめ市当局や議長外、市議会議員の皆様をお招きいたしまして、新春懇談会を盛大に開催しております。しかし、昨年度から新型コロナウイルスが拡散し始め、今でも収束の見通しが立っていない状況にあります。

そういった状況を考慮しまして、役員会を開催し協議した結果、今年度の新春懇談会を中止することに決定しましたので、お知らせいたします。

続いて、2つ目ですが、先日の総会で、米の生産費について、10アール当たりどれぐらいになるのかというご質問をいただきました。そこで、事務局のほうでいろいろと調べてみましたので、その結果をご報告させていただきます。

お配りしました資料をご覧ください。

まず、資料1についてですが、これは2021年11月19日に全国農業新聞で掲載された記事でございます。農林水産省が2021年10月29日に公表した2020年産米生産費の調査結果でございます。

この調査結果によりますと、全国平均で10アール当たり12万9,186円となっております。生産費の中で最も割合を占めるのは農機具費となっております。次いで賃借料、作業料金、肥料費の順となっております。

詳細につきましては、記事に記載されてあるとおりでございます。

次に、資料2についてですが、これは東北農政局が2021年10月29日に公表した2020年度東北管内米生産費の調査結果でございます。先ほどご説明しました資料1につきましては全国の平均値でございますが、こちらの資料2につきましては、秋田県を含む東北6県の平均値でございます。

この資料によりますと、東北地域では、10アール当たり11万8,406円となっております。

詳細につきましては、お配りしました資料に掲載されてあるとおりでございます。

また、農林水産省のホームページにも掲載されておりますので、後でご覧になっていただければと思います。

なお、都道府県別の生産費につきましては、東北農政局に確認しましたところ、来年3月頃に公表する予定とのことでした。

私のほうからは以上です。

参 与

すみません、私のほうからも1つ、ただいまお手元に本日の魁新聞の記事を配付させていただきました。

既にご覧になっている方もいらっしゃると思いますが、市では米価の下落に関しまして、その対応としまして、10アール当たり3,000円を支給するというような

内容を、ただいま開会中の12月議会のほうに補正予算を追加議案として提案しております。

議会の日程でございますが、12月16日が最終日となっておりますので、16日に採決されて決まるということになるかと思っております。

内容につきましては、まだよく詳しくは分からなくてすみません。新聞記事のままでもございましたので、もっと詳しく本当はお知らせすべきかと思っておりますけれども、手元にちょっと事業説明したものがございますので、お配りはできませんけれども、簡単に説明します。

給付の対象となる方は、令和3年7月1日において市内で住所、事業所を有する農業経営体であること、主食用米の作付面積が30アール以上で、3反歩ですね、販売実績がある経営体、そして3年度の経営所得安定対策の方針に参画し、JAまたは主食集荷業者に出荷する経営体、そして次年度以降も引き続き需要に応じた米の生産に取り組む経営体というふうな形で、対象としているようでございます。

ただいま申し上げた要件を全て満たすというよう形ということになっているようですが、あと、いずれ引き続き次年度も作付して経営を続けるという方を対象にされているようですので、詳しい内容は、この新聞以上にこちらの事業説明ではあったと、私もちょっと詳しく分からなくて申し訳ございませんが、いずれ12月16日には議決され、補正予算が通るという形になると思っております。

以上でございます。

議長

皆さんのほうから何かありませんか。
(なしの声)

議長

ないようですので、以上をもちまして第19回の大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はご苦労さんでした。

(午前11時 閉会)